



なごやペットパートナーシップ制度 登録のしおり

名古屋市人とペットの共生サポートセンター

なごやペットパートナーシップ制度とは

ペットの飼育に不安を抱える方や、その関係者への支援として、
ペットのお困りごとやお悩みを解決するためのサービスを提供できる
名古屋市内の事業所を登録し、適切な相談先を紹介する制度です。

**事業所の登録を希望する場合は、以下のステップに
沿ってお手続きください。**

ステップ

01

まずは次の1・2をご確認ください

1 対象事業者は次のすべてに該当する必要があります。

- 名古屋市の人とペットの共生に関する取り組みに賛同していること。
 - 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）
その他法令に反する行為等により、勧告、命令等を受けたことがないこと。
 - ペットの終生飼養について困難や不安を抱える市民及びその関係者への
相談対応及び支援が可能な事業を行っていること。
 - ・第一種動物取扱業者のうち、「保管」「訓練」「譲受飼養」のいずれかの登録を行っている事業者
 - ・ペット用品販売を行っている事業者
 - ・弁護士、司法書士、行政書士、不動産業者
 - ・老人ホーム等高齢者向け生活施設を経営する者
 - ・雑事の代行業務を行う事業者（便利屋）
- ★上記のいずれにも該当しない事業者は事前にお問合せください。
- ボランティア活動を事業の主たる目的としていないこと。
 - 宗教活動又は政治活動を事業の主たる目的としていないこと。
 - 名古屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

2 登録する事業所は、次のすべてに該当する必要があります。

- 名古屋市内にある事業所であること。
- 獣医療法第2条第2項に規定する診療施設（当該診療施設内における動物愛護管理法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業の事業所を除く。）ではないこと。

ステップ

02

登録の申請を行ってください

登録申請方法

名古屋市人とペットの共生サポートセンターのホームページよりお申込みください。

なお、申請は事業所ごとに行ってください。申請手数料は無料です。

1

ホームページより
なごやペットパートナー
シップ制度ページ内
「登録申請」へ



2

※登録の申請事項
(下記)の入力を
お願いします

3

申請が完了すると
受付完了のメールを
お届けします

※次のドメイン
「@dog-cat-support.nagoya」
からのメールを受信できる
ように設定をお願いします

※ [登録の申請事項]

- ・申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ・申請者の電話番号、FAX 及びメールアドレス
- ・事業所の名称、所在地、電話番号、FAX、ウェブサイト URL 及びメールアドレス
- ・相談対応可能な内容
- ・業種の区分
- ・法令に基づき広告に表示すべき事項

*サービス利用に当たっての注意事項や対象者など、利用者に伝えたいことがあれば「PRメッセージ」にご記入ください。

ステップ
03

名古屋市人とペットの共生サポートセンターが登録事務等を行います

1

申請内容の確認

要件に該当しているかの確認を行います。



2

通知文書の送付

登録が完了した旨の通知と、ステッカーとポスターを送付します。

※登録に至らなかった場合はその旨をお知らせします。
(登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間)



登録完了!

なごやペット
パートナーシップ事業所

3

ホームページへの掲載

事業所の情報をホームページに掲載します。
[事業所を検索 → 事業所一覧 → 事業所の詳細]



1 登録完了後、名古屋市人とペットの共生サポートセンターのホームページで以下の事項が公開されます。

- ・事業所の名称、所在地、電話番号、FAX、ウェブサイト URL、メールアドレス
- ・相談対応が可能な内容
- ・法令に基づき広告に表示すべき事項
- ・PR メッセージ

2 名古屋市人とペットの共生サポートセンターで、相談者に対し
なごやペットパートナーシップ事業所として紹介されます。

名古屋市人とペットの共生サポートセンターに寄せられるメール、電話等での
ご相談やお問い合わせに対し、なごやペットパートナーシップ事業所をご紹介
します。

ステップ
04

ステッカーを事業所内の利用者から見やすい場所に掲示してください（ポスターは任意）

*登録事業者の責務（登録事業者が守らなければいけないこと）

[ステッカー] 必ず掲示



[ポスター] 掲示は任意



- ・ペットに関する相談に対して、誠実に対応すること。
- ・交付されたステッカーを、登録した事業所内の利用者から見やすい場所に掲げること。
- ・動物の愛護及び管理その他、人とペットの共生に係る広報の協力に努めること。
- ・登録事業者に対する研修に参加するよう努めること。

★ステップ1の要件に該当しなくなった場合や、この責務に反する行為があった場合等は登録を取り消すことがあります。

★なごやペットパートナーシップ事業所の名称などの利用について

登録事業者は、登録した事業所の広告物等において「なごやペットパートナーシップ事業所の名称」・「ステッカーデザイン」・「ワンニャンサポートエンブレム」等を使用することができます。

広告物等の例）事業所の名刺やウェブサイト等



ワンニャンサポート
エンブレム

★広報の協力について

登録後、メールなどで、人とペットの共生に係る広報のご協力をお願いさせていただきます。可能な範囲で、SNSでの周知などのご協力をお願いします。
例）各種キャンペーン・動物フェスティバル・譲渡ボランティアによる犬猫の譲渡会など

★研修の実施について

名古屋市の動物の愛護及び管理に関する取り組みを共有し、名古屋市となごやペットパートナーシップ事業所の連携の推進を図るために、研修を1年に1回以上行いますのでご参加ください。

登録に関するお問い合わせについて

Q

登録をやめたい時、対象事業者の要件を満たさなくなると予想される時は？

Answer

名古屋市人とペットの共生サポートセンターに連絡してください。登録を抹消します。
その場合、ステッカー・ポスターは返納をしてください。
また、なごやペットパートナーシップ事業所の名称や、ワンニャンサポートエンブレム等を
広告物等で使用している場合は、利用をやめてください。

Q

ステッカー・ポスターが破損したり汚れた場合には？

Answer

名古屋市人とペットの共生サポートセンターに連絡してください。
再交付いたします。

Q

登録の有効期限が迫ってきたが、更新できますか？

Answer

更新を希望する場合は、登録期間の満了の日の前60日以内に、名古屋市人とペットの
共生サポートセンターに連絡してください。
登録の更新を行います。

Q

登録事項に変更があった場合は？

Answer

なごやペットパートナーシップ事業所の名称、連絡先、その他登録に係る事項が変更した
場合は、名古屋市人とペットの共生サポートセンターに連絡してください。
登録の変更を行います。

Q

登録した事業所と利用者（相談者を含む）の間でトラブルが起きた場合は？

Answer

登録した事業所と利用者（相談者を含む）の間のトラブルについては、当事者間で問題の
解決をすることになります。
名古屋市及び名古屋市人とペットの共生サポートセンターは、その損失又は損害について
補償又は賠償に係る一切の責任を負いませんので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

公益社団法人 名古屋市獣医師会

名古屋市 人とペットの共生サポートセンター

〒456-0002 名古屋市熱田区金山町一丁目5番2号 クマダ77ビル2F
<https://dog-cat-support.nagoya>

TEL 052-681-2211(平日10:00~16:30) FAX 052-681-2020



名古屋市
人とペットの共生サポートセンター
Nagoya Human and Pet Coexistence Support Center